(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議 長 それでは、ただいまから第12回農業委員会総会を開会いたします。

議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、2番、松岡のり子君、3番、清水勝一君の2名を本日の議事録署 名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名します。

◎議案第1号

議長次に、議題、議案第1号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、座って説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和4年2月28日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和4年3月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案3件となっております。

1件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方、使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字富沢31番。現況地目は田。面積は1,337平米となっております。

借手は公益財団法人群馬県農業公社で、中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は水田利用。貸借期間は令和4年4月1日より5年間で、令和9年3月31日までとなっております。

2件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方、使用貸借の設定で、 農地の所在は長岡字中野1642の1番。現況地目は畑。面積は815平米となっておりま す。借手は長岡の方、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和4年4月1日より5年 間で、令和9年3月31日までとなっております。

3件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は新井字清水貝戸309の2番。現況地目は田。面積は1,572平米となっております。借手は長岡の農事組合法人です。利用目的は水田利用。貸借期間は令和4年1月1日より5年間で、令和9年3月31日までとなっております。

また、3ページから6ページまで、計画書の写しを添付しておりますので、ご確認 をお願いいたします。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議 長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。 よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 (賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案 の通り決定することとします。

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農用地利用配分計画(案) についてを議題といたします。 事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書7ページをご覧ください。

議案第2号 農用地利用配分計画(案)について、榛東村長から別紙のとおり照会があったので、意見を求める。

令和4年3月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。

今月上程いたしました農用地利用配分計画(案)についてご説明をいたします。 8ページをご覧ください。

農地中間管理機構から農用地利用配分計画(案)の提出を求められたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に対して、借入希望者が適正であるか意見を伺うものとなっております。

9ページをお開きください。

借入れを希望する方は、榛東村長岡の方です。借入れをする土地は大字長岡字富沢31番、面積は1,337平米です。借入期間は5年で、利用目的は水田利用です。作物といたしましては、水稲を予定しております。また、認定農業者資格についても、取得済みとなっております。

10ページに借受人の経営状況を添付しております。長岡の方で59歳の方となっております。

以上、当該農地の貸付けが適正かどうかご審議をお願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議 長 議案第2号について、事務局から説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

10ページの左側に、年間農業従事日数365日とあるんですけれども、この人は一日も休まずに農業に従事したということになるかと思うんですけれども、なかなか農業は、自然相手、天候次第ということがあって休めないんですけれども、一年中仕事、農業をやりっ放しということになると、事故等も発生しますんで、できれば休養等も必要かと思うんで、確かに一生懸命やればいいんですけれども、休んでもらうと、そういうような形でやった方がいいかなと思うんで、これは意見というんじゃないんですけれども、そういう考え方もあるということでよろしくお願いします。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

事務局。

岡部課長補佐 すみません。小川委員の意見を、貴重なご意見いただきありがとうござ

います。ご本人が、こちら365日やっているということで申請をいただいていまして、 そうすればまたご本人にも、小川委員の意見、たまには休んでくださいということで お伝えしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 (賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって議案第2号 農用地利用集積計画(案)については原案の とおり決定することとします。

ここで岡部課長補佐、退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とい たします。

事務局長、説明願います。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第3号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字南野2553番7。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,645平米です。権利種別は3条有償移転。内容は売買となります。譲渡人は山子田の方。経営面積は自耕作地67.1アール。申請事由につきましては、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人より申出があったため、申請地を譲渡したいとのことでございます。次に、譲受人は長岡の方。経営面積は自耕作地40.1アール。申請事由につきましては、多角的に営農しているが、経営規模拡大のため申請地を譲受けし、野菜をつくりたいとのことでございます。受入世帯の稼働人員ですが、2人中2人。

議案書12ページをご覧ください。

議案第3号、番号1について、農地法第3条の調査書を添付しております。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案3号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番農業委員の高橋です。

ただいまの議案第3号、1番については、事務局の説明のとおりでございます。

若干補足的な説明をさせていただきますと、現地確認調書の2ページ、3ページというところなんですが、現場のところ、位置的な説明をさせていただきたいと思います。

現地は、南野の信号の北に位置しております。北側は河川、それから東側については宅地と、南も宅地ということになっております。現状から見て、ほかの農地のところと接するところは今のところございませんので、皆さんの厳正な審査をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番農業委員、安藤です。

この譲受人の方は、昨年の9月の農業委員会のときにも案件がありまして、一応、申請地はタマネギ栽培を行う計画があると書いてありますけれども、タマネギの栽培は今現在もしておりませんし、山手の農地も、産業廃棄物ではないですけれども、木の枯れ枝とか根が山になっているんですけれども、どういうことなんですか。ちょっとその点お聞きしたいんですけれども。作業していないんですけれども。

議 長 事務局。

事務局長 今、安藤委員からお話のあった2件につきましては、現地の確認をさせていただいております。場所については、2区の山手側につきましては、今、委員さんがおっしゃったとおり、今、全然手つかずの状態、全く耕作を始める気配はございません。また、その手前の場所につきましては、過日通ったときは隣接地だかに植えてある植木の伐採ですか、手入れはされたようですが、耕作を始めるという気配、状況ではないということを現地の確認をさせていただいている次第です。

以上です。

議 長 安藤委員、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

12番、栁岡君。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

ただいまの安藤委員の補足ですけれども、昨年の9月に野菜をつくるということで 農地を取得したわけですけれども、今回もそういう同じ目的で農地を取得しているわ けですけれども、その辺、野菜をつくる意思があるのかないか確認をしていただいた 方がいいんじゃないかと私としては思いますので、その辺、ひとつよろしくお願いま す。

議 長 事務局。

事務局長 ただいま、お話しになった野菜をつくる意思があるかどうか、一応、申請につきましては、野菜をつくりたいということで受付をさせていただいておりますので、先ほど安藤委員からのお話もあって、現状のお話をさせていただいた次第ですが、そういったところの現状でちょっと耕作の予定が立つのか立たないのか、そのスケジュールですか、そういったところがちょっと不透明というところは確かにございます。それですので、そういったところを加味させていただき、農業委員会としてご判断いただければと思います。

事務局としましては、申請が上がった時点で書類の不備がございませんので、つくるかつくらないかの審査を事務局ですることできませんので、申し訳ありませんが、 農業委員会のこの定例会の中でご判断いただいて、その結果について、申請者にはおっなぎさせていただきたいと考えております。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。この案件について、農業委員会としても確認することも大事なんで、今回上がってきた案件ですが、本人に確認して、来月また上げてきてもらうということで、今回保留ということでできればなと、そんなふうに思うんで、保留に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議 長 全員賛成ということで、今回、この案件については保留といたします。 次に、議案第3号、番号2について、事務局長、説明を求めます。 事務局長。
- 事務局長 それでは、議案書の11ページをお願いいたします。中段となります。 議案第3号、番号2について説明申し上げます。

農地の所在は大字新井字多屋1528番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は352平 米です。権利種別は3条無償移転。内容は贈与です。譲渡人は新居の方。経営面積は 31.4アール、自耕作地が31.4アールとなっております。申請事由につきましては、高 齢に伴い農地の管理ができず、譲受人から申出を受け、申請地を譲渡したいとのこと でございます。譲受人は新井の方です。経営面積は93.5アール、自耕作地が93.5アールでございます。申請事由につきましては、申請地に隣接する自己所有の農地と一体利用して野菜づくりに励みたく、申請地を譲受けしたいとのことでございます。

議案書13ページをご覧ください。

議案第3号、番号2について、農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案3号、2番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

若干、地元委員として補足説明をさせていただきたいと思います。

まず申請地につきまして、榛東中のグラウンドの東に新井の緑地公園がございます。 その緑地公園の南側を50メートルほど村道を下った南側に面した、道路にはちょっと 面しているところ狭いんですけれども、奥行きがちょっと長いというような土地でご ざいます。

南側については宅地、東側についても宅地と山林、山林がちょっと畑状にはなって おるんですけれども、西側に今回譲渡人の土地が面しておるというようなところでご ざいます。

今回については、無償の贈与というようなことで、ちょっと本人に確認をさせていただきました。そういった中で、ここに理由が書いてあるとおり、高齢でもう農地の管理ができないということで、隣に隣接する譲受人が、合わせた一体型の形で野菜をつくりたいというような形の中で、双方の話の中で、無償贈与というような形で決まったというようなことでございます。地元委員とすると、農地としてそのまま継続して使われるというようなことでございますんで、許可相当と思われます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 よろしいですか。

それでは、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2については原案のとおり許可相当と します。

次に、議案第3号、番号3について、事務局長、説明を求めます。 事務局長。

事務局長 それでは、議案書11ページをお願いいたします。現地の確認調書は6ページからとなります。

議案第3号、番号3、農地の所在は大字広馬場字南3054番4。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,792平米でございます。権利種別につきましては、3条有償移転。内容は売買です。譲渡人は広馬場の方で、経営面積は自耕作地31.6アールです。また、貸付地が17.9アールとなっております。申請事由につきましては、譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。譲受人は高崎市の方です。経営面積は借受地で93.5アールとなっております。申請事由につきましては、利用集積にて申請地を借受けしていたが、このたび正式に譲受けし、ますますブドウづくりに励みたいとのことでございます。

議案書14ページをご覧ください。

議案第3号、番号3、農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。 何か意見ございませんか。

6番、十河君。

十河委員 6番農業委員の十河です。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、ちょっと補足させていただきます。 場所は、こちらから向かって井戸尻の信号、ローソンのところを右に曲がりまして、 ジャオスのところをまた右に曲がったところの角の一角にあるブドウ園なんですけれ ども、長い間、今、譲受人になっている方が長年借りてブドウ栽培をしていたんです けれども、このたび譲渡人になる方が、ブドウの後継者もいないということで売買と いう話がまとまりました。この今度譲り受ける方も、両親の畑を継いでブドウ栽培に 熱心にされているので、この売買は有効なことと思いますので、皆さんの審議よろし くお願いいたします。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3については原案のとおり許可相当と します。

◎議案第4号

議 長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見 についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長 それでは、議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書は15ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

議案第4号、番号1、農地の所在は大字山子田字北谷地1492番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は2,191平米でございます。権利は所有権移転売買。譲渡人は長岡の方で、職業は農業。譲受人は富岡市の方で、職業は不動産業。転用目的は建て売り分譲住宅用地。施設等につきましては、建て売り分譲住宅用地6区画、建物面積117.58平米を6棟ということでございます。転用理由につきましては、譲受人は富岡で不動産業を営んでいるが、榛東村で建て売り分譲住宅用地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったので、申請地を購入し、利用したいとのことでございます。また、譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地、宅地開発審議案件となっております。

以上で、議案第4号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第4号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員2番、小谷野君。

小谷野委員 推進委員2番、小谷野です。

ただいま事務局長よりご説明がありました議案第4号の1番の申請につきまして、 若干ですけれども、補足させていただきます。

現地調書は9ページから11ページとなりますけれども、申請地は、今はやっていな

いんですけれども、パーラー榛東というパチンコ屋さんがありまして、そこの南側に当たります。西側が田んぼ、東側が一般の住宅になります。住宅の南側にも田んぼが1つあります。6区画の住宅申請ですけれども、雨水につきましては、自然浸透及び中に道をつくりまして、そこにU字溝を伏せまして、北側の側溝に流れるようにするそうです。それと雨水、生活雑排水につきましては、ここは下水道が通っていませんので、合併浄化槽で処理しまして、処理水につきましても、北側の側溝に流れるようにすることになるそうです。隣接する農地には影響ないと思われますので、私としては許可相当かと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

12番、栁岡君。

栁岡委員 12番農業委員、栁岡です。

これ宅地案件、審議案件になっていますけれども、そちらの説明をひとつよろしく お願います。

議 長 事務局。

事務局長 それでは、宅地開発審議案件ということで今回、山子田地区で申請が上がった案件につきまして、各担当課等からの指示事項について、ご報告をさせていただきます。

今回の開発につきましては、6区画の一般住宅ということでございますので、総務 課よりは、防犯対策のための防犯灯の設置を検討してくださいということで、安全対 策の指示がございました。

また、税務課につきましては、開発工事完成後の土地の現況調査、また建物の完成後は家屋調査に協力をいただきたいという指示でございます。

住民生活課につきましては、騒音振動関係の指示と、ごみ関係で、工事中に発生する産業廃棄物の処理についての指示がございました。

産業振興課につきましては、農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していただきたいということでございます。この場合、本申請地は群馬用水土地改良事業実施区域となっておるため、群馬用水土地改良区へ提出いただきたいという指示がございます。また、周辺農地に影響が出ないように作業をしていただきたいという指示を出しております。

建設課につきましては、先ほど小谷野委員よりご説明ありましたが、雨水等の対策 並びに防火防水の対策、指定地道路の寄附等についての指示がございました。上下水 道につきましては、上水については今現在、道路に入っておりますので、新たに開発 される部分について、協議をいただきたいという指示でございます。また、下水道については、ご説明ありましたとおり、下水道の区域ではないため浄化槽処理ということでございます。

教育委員会につきましては、申請地近隣に榛東村立北小学校の通学路と村道北谷地 5号線が利用される児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行に十分注意していただきたいというご指示がございました。

以上でございます。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号1については原案のとおり許可相当と します。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書15ページをお願いいたします。現地確認調書は12ページからとなります。

議案第4号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2。1筆目の農地の所在は大字山子田字大手2094番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,408平米です。2筆目の農地の所在は大字山子田字大手2095番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,028平米でございます。2筆の合計面積につきましては、2,436平米となります。権利につきましては、所有権移転売買。譲渡人の方は山子田の方で、職業は無職。譲受人の方は前橋市の方で、職業は建設業。転用目的につきましては、レジャー施設。施設等につきましては、レジャー施設(広場)として利用され、遊具は2基設置予定となっております。転用理由につきましては、譲受人は前橋市で主に建設業を営んでいるが、事業拡大の一環として、転用許可を受けたキャンプ場に併設して、遊具のある多目的広場を建設したいとのことでございます。また、譲渡人は、譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地、宅地開発案件となってございます。

以上で、番号2の説明を終わります。

議 長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番農業委員の高橋です。議案第4号、2番に関しまして、事務局の説明の とおりでございますが、若干補足的な説明をさせていただきたいと思います。

場所ですが、榛東総合グラウンドの西、水出貯水池の隣接ということになっております。西側に小金井精機の駐車場がございまして、北側にこれはホテルの跡地がございます。

それで実際、遊具の設置ということのようですが、皆さんご存じだかどうか分からないんですけれども、何かエアーが入って、ゴムが入っている、上でぴょんぴょん跳ねる、子供がよく跳ねるような、そういう遊具だそうです。それを2基ということです。

雨水については、水出貯水池に流れ込まないように側溝を準備して、そちらに流す というようなことでございます。地区担当としまして許可相当と思われますので、皆 さんのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんによる許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番農業委員の松下です。

これも、宅地開発審議案件ということでございますので、何か特別な指摘があれば、 それをお聞きしたいです。また、レジャー施設ということでございますので、その辺 をちょっとよくお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 事務局。

事務局長 それでは、本開発案件について、各課からの指摘事項、指示事項について、 ご報告をさせていただきます。

まず総務課ですが、防犯対策のための防犯灯の設置を検討いただきたいという指示 でございました。

税務課につきましては、開発、工事完成後の土地の現況調査の協力と、先ほど高橋 委員より説明ございましたが、広場の遊具が償却資産になるということになりますの で、そちらの申告を提出していただきたいという指示でございます。

住民生活課につきましては、騒音振動関係の届出等の提出、また、ごみ関係で、工

事等に伴う産業廃棄物は適切に処理していただきたいという指示でございます。また、 土砂等搬入関係でございます。例年2年10月1日から榛東村土砂等による埋立等の規 制に関する条例が施行されたため、土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課 と相談してくださいという指摘でございます。

産業振興課につきましては、周辺農地に影響が出ないよう作業をしていただきたい という指示でございます。

建設課につきましては、雨水対策、定期的な除草、防火、防災の要望がありましたので、適切な開発地内の管理をお願いしたいという指摘でございます。また、周辺が住宅等が多いため、工事車両等の路上駐車、近隣からの苦情が出ないようにいただきたいという指摘でございます。また、東側の地域開発と一体利用するということになりますので、別途協議をいただきたいという指摘をいただいております。

上下水道課につきましては、給水施設を隣接地から引き込む場合、上下水道課と事前協議をいただきたいという指摘でございます。下水につきましては、浄化槽等の予定がございませんので、指示等はございません。

教育委員会につきましては、隣接地が榛東村立北小学校の通学路と村道柳沢水出線 を利用する児童がいることから、工事車両の通行等で車両の出入りについて十分注意 いただきたいというご指摘がございました。

以上、各課からの指示事項等でございます。よろしくお願いいたします。

議長8番、松下君。

松下委員 8番農業委員の松下です。

今、説明があったとおり、何か通学路等とか子供に対する影響とか、そういう交通の面の、この遊具の設置の部分がちょっと分からないんですけれども、この地図の中に駐車場のことが一切ないんですよね。この駐車場をどうするんですか。遊具ということは、そこを何らかの方法で人が寄るということですよね。その辺はやっぱり周辺に、今、交通に注意してくださいというようなだけの報告があったように思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議 長 事務局。

事務局長 今、松下議員よりご指摘のありました、遊具等を利用される方の車両等でございますけれども、現地確認調書の12ページ、ご覧ください。

真ん中に水出貯水池と書かれております。斜線部分が、今回開発が計画されている 広場でございます。この上のところに、駐車場、Pとあるのは、上の小金井精機さん の駐車場でございます。右側、水出調整池を正面に見て右側の空き地の部分が、今回 開発をされているキャンプ場になります。キャンプ場につきましては、今現在整備が 進んでおるところでございますが、こちらのキャンプ場についても、駐車場は予定されていないというものでございます。キャンプ場、水出貯水池を挟んで左手、倉庫と記載されておりますが、その下のところに平地がございます。こちらが駐車場になる予定というお話をちょっと伺っております。あと、広場の利用については、キャンプ場を使われる方の利用ということを想定されているようですので、そういった部分では、人の動線は一定確保されているのかなと思われます。

以上です。

松下委員 ありがとうございます。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは、ないようですので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号3について説明申し上げます。

議案書15ページ、現地確認調書も15ページからとなります。議案書は15ページ、下段となります。

議案第4号、番号3。1筆目の農地の所在は大字新井字堂塚1930番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,013平米でございます。2つ目の農地の所在は大字新井字堂塚1931番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は95平米です。2筆の農地の合計面積は1,108平米でございます。権利につきましては、所有権移転売買。譲渡人は新井の方で、職業は農業。譲受人は東京都練馬区の方で、職業は不動産業。転用目的は分譲住宅用地。施設等につきましては、建て売り分譲住宅用地4区画。建物につきましては108.47平米のものが1棟、110.12平米のものが1棟、112.61平米のものが1棟、113.44平米のものが1棟、合計4棟となってございます。転用理由につきましては、譲受人は不動産業を営んでいるが、申請地は学校、商業施設も近く、閑静な住宅地に位置し、需要が高く見込めるため、建て売り分譲住宅として利用したいとのことでございます。また譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲渡したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地、宅地開発審議案件となっており

ます。

以上で、番号3の説明を終わります。

議 長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第4号、3番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございますが、若干、地元委員として補足説明をさせていただきたいと思います。

現地調書の15ページから17ページをお開き願いたいと思います。

今回の申請地につきまして、大川食堂の北側の村道を東側の方へ500メートルほど下っていただいた村道の十字路の角というような申請地でございます。十字路の角というようなことでございまして、北側と東側については村道、南側と西側については宅地というようなことで、最近、住宅がそれぞれ南、西にできて、日陰になるということで、農地については若干ちょっと適さないという状況になってきているということで、今回建て売り分譲の区画4区というような形の申請でございます。

建て売りということで、生活雑排水につきましては、下水道がここはちょっとないということで、合併浄化槽で処理をされる。また雨水については、浸透ますを設置して、オーバーフロー部分について、北東にある側溝に流すというような状況でございます。

今回、1種農地ということでございますけれども、先ほど言ったように南、西の方が宅地というようなことで、集落接続というようなことでございます。直接、農地等に面しているところがないということでありますので、周辺農地に与える影響も少ないというようなことでございますので、地元委員といたしますと許可相当と思われますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議 長 ただいま、地元の委員さんより許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。 以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。 事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号4について説明申し上げます。

議案書は16ページをご覧ください。現地確認調書につきましては、18ページからとなります。

議案第4号、番号4。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1234番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,040平米でございます。権利は賃貸借。貸付人は高崎市の方で、職業は弁護士。なお、不在者財産管理人となっております。借受人は前橋市の方で、職業は建設土木業。転用目的は露天資材置場。施設等につきましては、露天資材置場用地でございます。転用理由につきましては、借受人は前橋市で建設土木業を営んでいるが、榛東村、吉岡町、箕郷町に仕事が集中し、資材置場用地を探していたところ、話がまとまったため、申請地を借受けし、利用したいとのことでございます。また貸付人は、借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのことでございます。

備考ですが、用途地域内。農地区分は3種農地となってございます。宅地開発審議 案件でございます。

以上で、番号4の説明を終わります。

議 長 議案第4号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員6番、一倉君。

一倉委員 推進委員6番、一倉です。

議案4号、4番について、事務局長説明のとおりでございます。

若干補足をさせていただきます。

現地確認調書の18ページから20ページをご覧ください。

申請地は、高崎安中渋川線、南小学校の入り口の歩道橋の手前を西側に入り、1つ目の十字路の右側になります。資材置場として利用します。隣接する農地の境界に防護柵を設置し、雨水については、敷地内に浸透池を設置し、処理します。私としては許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号4については原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで暫時休憩します。11時10分から再開いたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時10分)

◎報告事項
◎その他
◎閉会

(午前11時45分)